

# 別所地区 市政懇談会資料 (意見交換)

日時：令和5年10月22日

午後6時～

場所：別所町公民館

## 市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	おお きた ゆ み 大 北 由 美
総合政策部長	やま もと よし ふみ 山 本 佳 史
総務部長	ふじ わら けん じ 藤 原 健 二
市民生活部長	くだ まつ とし き 降 松 俊 基
健康福祉部長	いの うえ のり こ 井 上 典 子
産業振興部長	あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗
都市整備部長	とも さだ ひさし 友 定 久
上下水道部長	にしき のぼる 錦 昇
議会事務局長	いし だ ひで ゆき 石 田 英 之
消 防 長	はやし かず しげ 林 一 成
教育総務部長	もと おか ただ あき 本 岡 忠 明
教育振興部長	なべ しま けん いち 鍋 島 健 一

## 地区からの意見・提言(意見交換)

### 別所地区

	意見・提言の内容	回答者
1	市街化調整区域の土地利用について	都市整備部長 産業振興部長
2	自然破壊につながる恐れのある太陽光発電の規制について	都市整備部長 産業振興部長
3	別所町公民館へのエレベーターの設置	教育総務部長

市政懇談会 回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	1-①	市街化調整区域の土地利用について (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p>三木市においては、現在市街化調整区域の三木市土地利用計画変更（見直し）に関する自治会への説明会を順次開催していますが、別所地区では令和3年10月の市政懇談会において相野地区（花尻、石野、下石野、相野各自治会）開発についての意見・提言により別所区長会として取り組んでいる所であり、市との勉強会を重ねております。</p> <p>別所地区については以前より三木市の西の玄関口として産業の振興、生活環境の形成、農業担い手の確保・育成と特産品の振興などの方針により行ってきたが現実にはまちづくりが出来ているとは言い難い。</p> <p>今回の市街化調整区域の見直し・開発についてはひょうご情報公園都市第2期工事の産業団地100haの市街化区域編入のみが言われておりますが、それ以外の見直しは考えられないのでしょうか。近隣市町の小規模な開発や農村産業法や地区計画、特別指定区域制度、地域未来投資促進法など三木市に合った取り組みについてどのような方針で取り組まれていますか。</p>		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部 建築住宅課          都市整備部 都市政策課          産業振興部 農業振興課          産業振興部 商工振興課</p>	
<p>市街化調整区域の土地利用につきましては、今年度7月から対象地区にお伺いし「市街化調整区域の土地利用について」とのテーマで説明させていただきました。</p> <p>この説明会において、現時点で三木市や県が取り組んでいる制度及び県が示した区域区分の見直しの考え方の説明を行い、地域における現状の課題をお伺いしてきました。</p> <p>又、ご意見にも書かれておりますように、相野地区（花尻・石野・下石野・相野各地区）におきましては昨年度より勉強会を開催させていただいており、現状の土地利用の状況をはじめ地域の課題等</p>		

もお伺いしましたが、土地利用については難しい状態となっています。

しかしながら、地域課題等について何か解決策がないか模索している状況です。

ご質問のありました

市街化調整区域の見直し・開発について、ひょうご情報公園都市第2工区については、兵庫県と三木市が共同で事業を進めることとし、ひょうご情報公園都市第2期工区の産業団地整備に関する基本合意書が令和3年5月に締結されました。これに基づき、今後、開発を行うことになることから、それに必要な都市計画の手続きとして、市街化区域への編入を行う予定です。

区域区分の見直しについては、今後、検討作業を進めることとなりますが、現時点で、ひょうご情報公園都市以外に大規模な見直しの予定はありません。

三木市につきましては、今年度末までに区域区分の存続か廃止（市街化調整区域の存続か廃止）の方針を決定する予定ですが、区域区分を廃止しない場合でも、市街化調整区域において、適正で弾力的かつ柔軟な土地利用を進めていきたいと考えています。

方針については、関係自治会に改めて報告させていただくこととなります。

市政懇談会 回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	1-②	市街化調整区域の土地利用について② (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p>仮に区域区分の見直しがなされても市街化調整区域であったところは、行政によるコントロールにより、自由に土地利用が可能になるわけではない。用途区分、農地法、建築基準法その他多くの制約があると聞いておりますが緩和できる方法(可能性)はないのでしょうか。</p>		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部 都市政策課 産業振興部 農業振興課</p>	
<p>自由な土地利用(緩和の方法、可能性)とのご提案ですが、区域区分が廃止されると、旧市街化調整区域においては、建築物の用途上の制限がなくなるため、無秩序な開発が進み、周辺環境の悪化を招く恐れがあることから、特定用途制限地域を制定し、建築制限を市の条例で定める必要があります。</p> <p>仮に区域区分が廃止されたとしても、農地法、農振法等のその他の法令に基づく規制は変わりませんので、農用地区域からの除外についての手続きもこれまでと変わることも、要件が緩和されることもありません。</p>		

市政懇談会 回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	1-③	市街化調整区域の土地利用について③ (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p>また、今年度から人・農地プランが地域計画に変わりましたが計画の策定は進んでいるのでしょうか。別所地区においては圧倒的に農業振興地域が占めるわけですが、10年後の営農者が誰なのか目標地区の策定が法制化されましたが認定農業者の農業経営継続、営農組織による農地の集約維持が非常に難しいという自治会も多く聞いております。</p> <p>現在の法令規程などの範囲内でのみ考えると、三木市都市計画マスタープランでの別所地域の目標、まちづくりの方針からも発展は困難と思われれます。</p> <p>以前からの市との意見交換時に市街化調整区域の活性化、飛行場跡の健全で秩序ある土地利用の誘導の必要性なども出されております。</p> <p>今回の市街化調整区域区分の見直しと農業を守る地域計画との整合性はどのように考えておられますか。</p>		
回 答	(担当課) 産業振興部 農業振興課	
<p>本年度から、2年間で、市街化区域を除く、118地区において、「地域計画」の策定を進めているところです。</p> <p>4月に区長様と農会長様に対して説明会を実施し、その後、何らかの問い合わせがあった地区が71地区、その内、30地区で策定に向けて取り組まれています。</p> <p>別所地区で申しますと、問い合わせが13地区中10地区からあり、その内、2地区で策定に向けて取り組まれています。</p> <p>「地域計画」では、守るべき農地を10年後、誰がどのように耕作するかを協議して定めていくことが求められます。計画を立てることで、新たな担い手の受入体制づくりにも繋がると考えています。</p> <p>また、守るべき農地とは農業振興地域の農用地区域の農地が基本となり、農用地については、区域区分の見直しに影響を受けるものではありません。</p>		

市政懇談会 回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	2	自然破壊につながる恐れのある太陽光発電の規制について（区長協議会）
<p>（内容）</p> <p>大きな森林伐採を伴うメガソーラーを設置する計画が、他地区（細川地区）であると聴くが、別所地区内でも昨年設置された太陽光発電施設に隣接した山林で太陽光発電施設の計画が進み、大きな森林伐採が行われることが危惧される。</p> <p>自然破壊につながるような森林伐採を伴う太陽光発電計画は規制すべきでないか。</p>		
回 答	<p>（担当課） 都市整備部 建築住宅課 産業振興部 農業振興課</p>	
<p>森林伐採を伴う 0.5 h a 以上の太陽光発電施設の設置については、森林法に基づき兵庫県から林地開発許可を受ける必要があります。</p> <p>また、太陽光発電施設の設置において森林の伐採を伴う場合やため池等に設置する場合は、兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」による届出の際に自然環境調査を行い環境への配慮を行う事が義務付けられています。</p> <p>県条例に該当しない小規模（50kw~5,000 m<sup>2</sup>未満）な太陽光発電施設については自然環境調査を求めています。三木市太陽光発電施設の設置に関する条例」を令和5年4月から施行したことにより、一定の技術基準を満たす必要があることから粗悪な太陽光発電施設の抑止を行っています。</p> <p>自然破壊につながるような森林伐採を伴う太陽光発電計画は規制すべきとのご意見ですが、太陽光発電施設については、法律や条令で定められた基準を満たすことが出来れば設置が可能であり、森林法における保安林については保安林制度により厳しい法規制がかかっています。保安林に指定されていない民有林の開発においては、民有地であるため過度な私権の制限を行うべきではないと考えております。</p>		

市政懇談会 回答

地区名	別所地区	
意見・提言等	3	別所町公民館へのエレベーターの設置について（区長協議会）
<p>（内容）</p> <p>別所町公民館にエレベーターを設置してほしい。</p> <p>公民館は地域住民の活動拠点であるとともに、災害時の避難場所でもある。</p> <p>住民の中には車椅子を利用して来館するものもいる。また年々高齢化が進み、階段での移動が難しい場面がある。</p> <p>年齢を問わず、多様な身体状況で、2階への階段での移動が困難な場合がある。</p> <p>どの住民にとっても速やかに移動ができるよう、移動の負担を少なくして、公民館を拠点とした活動がしやすく充実したものとなるよう、設備を整えてほしい。</p>		
回 答	（担当課） 教育総務部 生涯学習課	
<p>今後、進行していく高齢化に対応し、利用者に安心して施設を利用いただくためのバリアフリー化工事を実施します。公共施設再配置計画に基づき長寿命化改修工事の中で、エレベーターの設置を進めてまいります。</p>		

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.